

免税軽油使用者証の交付手数料 改定のお知らせ

平成30年10月1日以降の申請分から、
免税軽油使用者証の交付手数料を改定します。※
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※「免税軽油使用者証交付手数料徴収条例」の改正案が平成30年3月三重県議会で議決されました。

現 行		平成30年10月1日（月） 以降の申請分より
新規、更新	100円	
再交付	80円	
変更	50円	

免税軽油使用者証及び免税証の申請先

県税事務所	担当課	電話番号	管轄地域
桑名県税事務所	課税課	0594-24-3613	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡
四日市県税事務所	課税一課	059-352-0577	四日市市、三重郡
鈴鹿県税事務所	課税課	059-382-8662	鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所	課税一課	059-223-5026	津市
松阪県税事務所	課税課	0598-50-0511	松阪市、多気郡
伊勢県税事務所	課税一課	0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
伊賀県税事務所	課税課	0595-24-8024	名張市、伊賀市
紀州県税事務所	課税課	0597-23-3419	尾鷲市、北牟婁郡、熊野市、南牟婁郡